

**輸出入取引審議会企画調整部会
(知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について;第1回)**

平成18年4月28日(金) 14:00~16:00
経済産業省本省国際会議室

目 次

開 会	1
委員紹介	1
部会長選出・挨拶	2
局長挨拶	3
議 題		
論点整理について	4
その他	3 6
閉 会	3 6

開 会

宮下貿易管理課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から輸出入取引審議会企画調整部会、第1回を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は貿易管理課長の宮下でございます。どうかよろしく願いいたします。

委 員 紹 介

宮下貿易管理課長 まず最初に、今まで皆様に御議論いただいております研究会を今回から輸出入取引審議会企画調整部会に改組させていただくに当たりまして、改めて委員の皆様を紹介をさせていただきたいと存じます。メンバーの皆様につきましては研究会のときから変更はございませんが、初回でもございますので、これから順に御紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。あいうえお順に、皆様の右の方から順に紹介させていただきます。

まず最初に、東京大学教授、宇賀委員でございます。

続きまして、大野総合法律事務所弁護士、大野委員でございます。

続きまして、東京大学教授、大淵委員でございます。

続きまして、日本経済団体連合会知的財産部会長の加藤委員でございます。

続きまして、大阪大学法学研究科助教授の川瀬委員でございます。

続きまして、日本貿易会法務委員会代表、黒見委員でございます。

続きまして、東京地方裁判所総括部長判事の設楽委員でございます。

続きまして、その隣でございますが、日本商工会議所、篠原委員におかれましてはおくれで御参加ということでございます。

続きまして、日本知的財産協会常任理事、竹本委員でございます。

続きまして、消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事、立山委員でございます。

続きまして、日本機械輸出組合知的財産委員長の外川委員でございます。

続きまして、一橋大学教授、土肥委員でございます。

続きまして、神戸大学教授、中川委員でございます。

続きまして、キヤノン株式会社顧問、丸島委員でございます。

続きまして、TMI総合法律事務所弁護士、宮川委員でございます。

続きまして、一橋大学教授、山本委員でございます。

続きまして、日本労働組合総連合会 総合政策局部長、吉野委員でございます。

ありがとうございました。

部会長選出・挨拶

宮下貿易管理課長 続きまして、部会長の選出をお願いしたいと思います。

本部会の部会長は、輸出入取引審議会令第5条第3項の規定に基づきまして部会に属する委員の中から互選により選出することになっております。どなたか御推薦いただける方がいらっしゃいましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

立山委員お願いします。

立山委員 土肥委員を部会長に推薦したいと思います。

宮下貿易管理課長 ありがとうございます。

ただいま立山委員から、土肥委員を部会長として御推薦いただきました。ほかの委員の方々はいかがでございましょうか。

皆様、御異議ございませんでしょうか。

それでは、御異議ないということですので、土肥委員が当部会の部会長に選出されました。土肥委員におかれましては、大変恐縮ですが、部会長席へ御移動いただきますようお願い申し上げます。

それでは、部会長から御挨拶をいただきたいと思います。

土肥部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

土肥部会長 せっかく御推薦を賜ったわけでございますので、未熟ではございますが、務めさせていただきたいと思います。

本部会は本日から立ち上がるんだろうと思うわけですが、既に今年の初めから研究会が、このテーマで、このメンバーで検討を続けてきたわけでございますので、その点では非常に安心をしております。いわゆる知的財産権侵害物品の水際規制のあり方の問題

につきましては、研究会の過程を通じて問題点が幾つか明らかになってきているところでございますし、また、こうした制度の中で幾つか、例えばプラズマパネルとか、液晶テレビとかいった問題が顕在化して、国際的な問題になりかねないおそれもあるということが分かりつつあるわけでございます。

貿易立国、あるいは知的財産立国を目指しております我が国といたしましては、こういった制度が外国からも信頼されるような、バランスのとれた制度になるということは国益に資するところだろうと思っておりますので、研究会を通じた成果をもって本部会においても然るべく成果を出していければと思っておりますので、皆様の御尽力を賜ればとお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

宮下貿易管理課長 どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行を土肥部会長にお願い申し上げます。

局長挨拶

土肥部会長 では、本部会の開催に当たりまして石田貿易経済協力局長に御挨拶をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

石田貿易経済協力局長 ただいま御紹介いただきました石田でございます。本日は御多忙の中、審議会の部会に御参集いただきましてありがとうございます。

知的財産の保護というのは、まさに国際的な課題になっているわけですが、特に政府を挙げて取り組んでおります知財戦略本部の推進計画の中にも、今、部会長からお話がありましたように、特に水際に関わる問題として2つ検討課題が示されているわけです。1つは、知的財産権侵害品の輸出入差止めの問題ということで、専門的かつ簡便・迅速な手続が如何にあるべきかということで、これはまさに国際的な合意も受けながら日本の国内的な制度を構築していく必要があるということでございます。

もう1つは、偽ブランド品あるいは海賊品の個人輸入のあり方ということで、これは知的財産権の権利の保護ということに加えて、最近ではテロとかそういったところについても、こういったものがまさに収入源として取り上げられているという話もございますので、そうした側面も含めてこの対応が非常に重要な課題となっていると認識をしております。

今、部会長からもお話がございましたが、この問題については今年初めから研究会とい

う形で検討を続けてきていただいて、論点もかなり整理されたということで、今回審議会という形に移行させていただいて、さらに具体的な方向性をお示しいただければということで審議をお願いした次第でございます。皆様、大変お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

土肥部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、本部会の公開についての説明と、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

奈須野貿易管理課長補佐 奈須野でございます。よろしくお願いいたします。

まず本部会の公開について御説明を申し上げます。

本審議会の会議・議事録は公開することとされております。また、資料及び議事録について、これまで研究会で検討した際のものも含めまして、経済産業省のホームページ上で公表させていただく予定でございますので、御了解いただきたいと思っております。

次に資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧にありますとおり、資料1の議事次第から資料12の今後のスケジュールまで、13点でございます。不足などがございましたらお申し出ください。

それから、第3回研究会議事録の案を資料4-1として配付させていただいております。御意見がございましたら、事後的にでも、事務局までお申し出いただければと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

土肥部会長 ありがとうございました。

今、御紹介がございましたように、資料、議事録については公表もする予定でございますので、御了解を賜ればと思います。

議 題

論点整理について

土肥部会長 早速でございますが、審議に移りたいと思っております。

今般、経済産業大臣から輸出入取引審議会に対しまして、「知的財産権侵害品の貿易管理の在り方」について諮問がなされ、当部会に付託されております。諮問文及び付託文は、先ほど紹介がございましたお手元の資料の中に入っております。従いまして、この件を議

題として審議を行いたいと存じます。

まず、議題に入らせていただきます前に、前回、研究会のときでございますが、各委員より御指摘をいただきました点につき事務局から説明をお願いいたします。

まず「欧州（ドイツ・イギリス）における裁判所の審理期間」に関しまして、知的財産政策室の由良室長より説明を頂戴します。

由良知的財産政策室長 知財室の由良でございます。よろしく申し上げます。資料9に基づきまして簡単に御説明をさせていただきます。

研究会のときに欧州における手続について調査をし、御報告をさせていただきましたが、そのポイントは資料9の1ページ目の上の部分に書いてあるようなことございまして、輸入差止めを申し立てた者が、申し立てた上で裁判所の手続を進めるという手順になっております。その際に裁判所の手続が大体どのくらい時間がかかるのかという御質問をいただきましたので、少し調べてまいりました。

資料に沿って御説明いたしますと、ドイツの場合として、まず権利者から産業権利保護本部に対して侵害品の差止めの申立てが出ます。ZGRから税関に対してそういう申請があったということを通報するということがございます。イギリスの場合もほぼ同様でございます。その上で差止めが始まりますが、丸の3つ目のところで、税関から権利者に対して差し止めた旨の通知が送られます。

それに基づいて、黒の四角のところでございますが、侵害判定手続として、権利者が裁判所に対して手続を申し立てることになります。20日以内に申し立てることが必要。加えて、2つ目の「・」では、裁判所への提起から30日以内であれば引き続き輸入貨物の差止めが続けられるわけですが、それを超えますと輸入者は保証金を提供すれば差止めの解除が可能であります。

その上で、今回追加の情報として、白い四角のところに書いてありますように、ドイツの場合、イギリスの場合、それぞれ仮処分では2週間から4週間、あるいは数日から1、2週間かかる。あるいは、特許権についていいますと、仮処分が2～8週間、イギリスでは1～2週間、いずれの場合も仮処分は短期間で出るという感じでございます。

上の侵害判定手続との関係で申し上げますと、裁判所への提起から30日以内にほぼ今申し上げたような仮処分が出ているというような感じになっております。一方、本訴については、商標権・著作権、特許権、いずれについてももう少しかかる。ドイツの場合8～24カ月、イギリスの場合は12カ月以上ということで、相当程度かかっておりますが、仮処分

が出るような案件であれば引き続き差止めが続くという格好になっております。

この情報の調べ方でございますが、私どもからドイツ、イギリスの現地の方、あるいは日本の弁護士を通じて現地の弁護士事務所に問い合わせをしたということで、必ずしも明確な判例あるいは仮処分の決定の書面に基づいて調査をしたわけではございませんが、現地での一般的な仮処分、本訴についての審理期間を聴取をした上で、大体こういう期間であるという回答を得て今回まとめさせていただいております。一般的には、水際差止めの際の商標権・著作権、特許権についての判定は、国内の紛争事案についての処分手続と、かかる期間についてそれほど違いはない状況というふうに聞いております。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。

土肥部会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますね、この点については。

どうぞ。

設楽委員 ドイツの場合は、仮処分で無効の抗弁の点は判断しないので、仮処分2～8週間というのは、最速でやれば8週間というのも可能かなと理解できるんですが、イギリスで仮処分が1～2週間というのは、本訴に比べて非常に短いものですから、ここで言っている仮処分がどういう仮処分なのか、例えば可能性としては非常に明らかなものしかやらない、1～2週間で判断できるものしか仮処分をやらない、あとは本訴でやってくれというような扱いでやっている可能性もあるように思うものですから、一般的にイギリスの場合仮処分は1～2週間で判断しているというふうに理解してしまっても良いのかどうか、その点、私自身も調べたわけではないんですが、確認する必要があるかという気がするんですが、いかがでしょうか。

土肥部会長 わかりました。おっしゃるように相手が争わないような、非常に短期に終わる場合だったらこのぐらいでいくのかもしれませんが、これは、由良室長、もう一度御質問の点について確認をするということでよろしゅうございますね。

由良知的財産政策室長 はい。実際にどういうターゲットについての議論なのかというところを確認いたします。調べてみたいと思います。

土肥部会長 それでは議題に入らせていただきたいと思います。

今回の議題は「論点整理について」ということでございますが、まず貿易管理課の奈須野課長補佐より説明をお願いしたいと思います。

奈須野貿易管理課長補佐 奈須野でございます。資料8に基づきまして御説明をしたい

と思います。

1枚目に目次がございまして、第1が知的財産権侵害品の水際手続の改善、第2が模倣品・海賊版の非営業者による輸入と、大きく2つのテーマに分けて議論したいと思っております。

まず前者、第1の知的財産権侵害品の水際手続の改善について論点を整理して御説明したいと思います。論点は4つございまして、制度改革の基本的な方向をいかにすべきか、これが1点目。2点目は、基本的方向を前提といたしまして、専門性をもって侵害判断するにはどのような仕組みが望ましいか。3点目が、裁判所の仮処分等を行政手続で利用してよいか、(P案)と書いてありますが、論点の2の中でP案というのがございまして、P案では裁判所の仮処分等を活用するような仕組みになっているものですから、その妥当性を論点3で検討させていただいております。論点4は新制度と関税定率法の申立制度との分担関係をどうするかということでございます。

最初に制度改革の基本的方向をいかにすべきかについて御説明したいと思います。資料8とは別に、資料10という平成18年度関税制度改革(知的財産権関係)について整理したものがございまして、1枚めくって、2枚目にフロー図がありますが、平成18年度の関税定率法の制度改革の部分についてお話をさせていただきます。

今回の特徴は、専門委員に対する意見照会の仕組みができたということでございます。従来は輸入差止めの申立ての提出があったとき、あるいは認定手続が開始されたときに、基本的には税関長が判断していく。場合によっては認定手続の中で、特許権などが中心ですが、特許庁長官に対する技術的な照会が可能であるとなっていたわけですが、従来できなかった部分について、今回、専門委員に対する意見照会が可能というふうになったのが特徴でございます。

それからもう1つは、輸入の差止めだけではなくて、輸出についても同様の手続ができているということでございます。ただ、若干違いますのは、このフロー図の真ん中部分にございまして、一定の要件の下、権利者による貨物の検査。ここに印がございまして、これは分解検査なんです。分解検査の方は輸入貨物にだけ行われて、輸出貨物については分解検査は無いわけですが、ほぼ輸出入とも同じような取締り手続が導入されたということでございます。

そういうことで、輸入貨物に関する侵害の有無あるいは権利の有効性についても、必要に応じて専門委員の意見を聞くような仕組みができたということでございまして、こうい

ったことによって手続の正確性が上がっていくことが期待されるわけでございます。

そうは言っても、あくまでもこれは税関長が判断するに当たっての1つの資料ということで、裁判所のような手続の保障があるわけではないわけでありまして。実際問題、権利者による申立ての時点では相手方が不特定という場合が非常に多いわけでありまして、相手方と想定されている人にとってみれば、自分がその相手方になっていることについては知らないことが多いわけでございます。特に直接的に輸出入に関与していない人がいる場合ですと問題が大きいということでございます。

同時に、関税定率法の仕組みでございますが、基本的には税関に対して情報を提供して探知を促して貨物を見つけてもらう。貨物を見つけたら認定手続を始めてもらうという仕組みになっております。従って、貨物が到着して認定手続が開始される前に紛争を終結させるというような構造にはなっていないわけでありまして。

日本の法制度では、国内規制と、輸出入の事前規制と、税関における水際規制と、3つぐらいの分類になっておりまして、例えば麻薬とか銃ですと、国内法では麻薬取締法という法律があって、輸出入の事前規制ですと外為法でやっていて、税関では関税定率法と、こういうような仕組みになっておりまして、基本的な構造として関税定率法は水際規制ということで、事前に紛争を処理するものではないということでございます。

こういった中で輸出が侵害行為として申立て、差止めの対象になることになると、この仕組みの濫用といったことも懸念されるわけでございます。そういったことで、この水際の手続についても、より一層の専門性あるいは正確性、手続保障といった観点から見直しが必要ではないかと考えているわけでございます。

そこで、選択肢として3ページ目の(2)、2つの分岐点というものを考えさせていただきました。1つ目が現行制度改革型、第1案と書いてありますが、現行の関税定率法の手続を抜本的に改めてしまう。これが現行制度改革型の仕組みでございます。どう変えるかということ、裁判所等の専門機関で判断をしてもらう。その判断に従って、その判断の範囲内で手続を執行していくというのが第1案でございます。たとえば言えば、現在ある家を取り壊して新しい家を作っていくというのが第1案でございます。

第2案は、現行の関税定率法の仕組みはこれと置いておいて、これとは別に、認定手続が始まる前に、事前に紛争が解決できるような仕組みを新たに作っていくということで、新制度創設型とさせていただきます。これは、たとえば言えば、今ある家の隣に新しい家を建てて事案に応じて住み分けてもらう。これが第2案の考え方でございます。

す。

どちらが良いかということですが、4ページ目にございますが、この審議会では第2案を軸に検討してはいかがかというのが事務局からの提案でございます。その理由でございですが、第1案については現行の仕組みに改善すべき点がある。このことについては多くの方が御賛同いただけると思いますが、だからといって現行の家を取り壊して全く新しいものを作るということになると、行政の継続性ということから問題がございまして、そもそも先ほど申し上げた平成18年度改正というものが現にございまして、この改正の成果を見極めないでこれが駄目だと言うのはいかがなものかということでございます。

一方で他国を見てみますと、基本的には2つの仕組みがダブルトラックとして用意されているということでございます。アメリカにおいても、韓国においても、ドイツにおいても、イギリスにおいてもそうでございますが、水際取締りというのは2つの仕組みからなっているのが通例でございます。特にアメリカと韓国を見ますと、ダブルトラックになっているんですが、お互い役割分担している。税関の登録は水際の専属のもので、ITC、KTCの手続は貨物が来る前に紛争を解決しようとする手続であるということで、役割分担がなされているということでございます。

今回の問題が、税関の水際に貨物が来る前に紛争を解決するような仕組みをつくっていききたいという手続保障ということ念頭に置いていることを考えますと、第2案の方向と申しますか、2つの仕組みをつくって事案に応じて選択をしていくというような仕組みで考えていったらどうかというのが論点1に対する我々の提案でございます。

論点2でございます。論点2は、専門性をもって侵害判断するにはどのような仕組みとすべきかということでございます。知的財産権というのは民事上の権利でございます、民事上の権利である以上は、権利の当事者から権利の有無、それから主張なり立証なりをしていただくのが基本形であろうかと思えます。そうなりますと、職権主義的に誰かが捜査をする、調査をするというような手続よりも、主張・立証については当事者の自由に委ねるとというのが基本的な考え方であろうかと思えます。

そうでもしなければ、相手方の権利、相手方の主張について予想ができないというか、超能力者ではございませんので、すべての情報について判断者が知っているわけではないということ、やはり弁論主義といえますか、当事者主義というか、権利の当事者に主張させて、その適切性を判断していくという形が妥当ではないかと考えています。従って、専門家による合議体をつくる。合議体の審議の形式については、対審型というのが知的財

産権の本質からすれば適切であろうかと思えます。

そういった対審型の審議をするとすると、2つの考え方があり得るわけでございます。1つは裁判所をそのまま活用するというアイデア、それから、対審型の審議のために新しい仕組みを作るというのがもう1つとして考えられます。前者がP案、後者がQ案となっています。

まずP案の裁判所活用型でございますが、5ページにあるような手続を考えてみました。

でございますが、何人も、経済産業大臣に対して、仮処分その他の執行可能な債務名義を添付して、貨物の輸出入の差止めを申請することができる。ただ、この場合、裁判所の債務名義といったものは基本的には当事者効しかございまして、形式的には裁判に参加した債務者と債権者、この両者にだけ有効というのが基本的な考え方でありまして。

そこで、それを行政的に第三者に対しても拡張していくことの必要性から特殊な手続を考えたらどうか。これがでございます。申請人から輸出入差止めの申請があった場合には、経済産業大臣は、外国に所在する企業その他の債務者以外の者であって利害関係を有する者の意見を聴取する。このことによって第三者に対する効力を拡張するというのがP案の特徴でございます。

その上で、経済産業大臣は、債務名義が執行可能である。意見聴取の結果、暫定措置を講じることが相当と認める時は、貨物を明示して、外為法48条3項又は52条、48条3項は輸出、52条は輸入でございますが、承認を得るべき貨物として告示で指定するというのを考えてみました。

でございます。場合によっては、申立て申請時に権利者において債務名義がまだできていないという場合もあるわけでございます。あと少しで債務名義が出そうだ。しかしながら一刻を争っているので申請だけでも出させてくれと、こういうことも考えられるわけございまして、そういう場合いつまで待つかというのがございまして、とりあえず標準処理期間を3カ月間と考えて、3カ月間お待ちするというふうになっています。

3カ月たったらこの手続は一たんどローされるわけでございますが、永久に申立て禁止というわけではなくて、一事不再理というわけではなくて、債務名義があればまた出して良いわけでございますが、いずれにせよ、行政手続がペンディングのまま置きっ放しになるというのは行政手続法にない話でございますので、3カ月間という猶予期間を置かせていただきました。3カ月間の猶予期間の考え方は、ITCにおける暫定処分までの期間に準拠したものでございます。

それから、でございます。経済産業大臣は、告示の日から12カ月を経過した日以降の輸出入については承認するとなっております。これも暫定処分としての経緯から、暫定処分の効果を未来永劫放っておくわけにいかないということで12カ月間に限っているものでございます。ただし、その後確定判決が出されるとか、何らかの、侵害品であることが世の中の的に決まるということがあれば、承認処分が終わるといふか、不承認に戻るということ、差止めの効果が復活するというような仕組みになるということでございます。

Q案は諮問機関活用型ということで、P案の場合は裁判所を活用するというふうになっておりますが、Q案の場合はその代わりに諮問機関を活用しているということでございます。どういう諮問機関かということ、にありますとおり、輸出入取引法に基づき設置された諮問機関に付議する。諮問機関は、特許庁審判官ほか経済産業省の職員及び弁護士、弁理士などの学識経験者により構成するというような仕組みになっております。

諮問機関の場合ですと一度に審議できますので、裁判所が関与しませんので、3カ月以内に暫定措置を出すかどうかを決めてもらう。さらに、12カ月以内に最終決定をしてもらう。こういうような仕組みを考えていますということでございます。

P案とQ案のどちらが良いかということでございますが、これは今後のこの部会における審議によるところでございますが、事務局としてはP案を軸に検討したらどうかという提案でございます。その理由ですが、P案のメリットということですが、一次的な侵害判断から裁判所で行われるということでございますので、従来のように、税関で受理した後、裁判でやってみたらひっくり返ったというような裁判所と行政庁との間の齟齬が生じにくいというのがあるかと思います。それからもう一つ、知財の法律上の専門家が、今般の知財高裁とか、東京地裁、大阪地裁への専門部の集中といったことで東京と大阪に集中しているということで、そういった人材を活用することが可能になるということでございます。

それから、原告や被告にとってみれば、まず原告は、フォーラムショッピングというんですが、自分の好きなところで、都合の良いところで裁判を起こして有利な判決を持って来ようとする。こういうことが回避できる。それから、被告にとってみれば、裁判所に対する応訴のみの1回的な解決ができる。税関における紛争と裁判所における紛争と、同時に2度走ることはなくて、裁判所に対する応訴のみで主張・立証が足りるということで、1回的な解決が図られる。それから、法改正が要らない。こういうところがメリットとして考えられます。

一方でデメリットですが、裁判を前提といたしますので、普通裁判籍がない、特別裁判籍がないといった場合には債務名義を取ってくるのが難しい。あるいは特許庁と裁判所の間で意見の食い違いがあったときに、どちらを向いたら良いか、我々的には困ってしまうといった点、それから、裁判所を活用する都合上、費用がかかるといった点、それから、裁判の性質上、期間の予測がつきにくいといったところがデメリットとして挙げられると思います。

Q案でございますが、行政手続を基本といたしますので、普通裁判籍、特別裁判籍といった当事者適格が障害にならないという点がメリットとして考えられます。それから、基本は行政手続でございますので審議期間の予測可能性が高いということでございます。

一方でデメリットですが、諮問機関を経済産業省に設置するといたしましても、現時点ではそういった機関は存在しないわけでございますので、実績が無い。そうなりますと、果たしてその機関が裁判所と食い違いが生じないほど正確な審議ができるかという点に疑問が生じるわけでございます。それから、先ほどのフォーラムショッピングの逆というか、同じ話ですが、審議機関を作った場合には、審議機関と裁判所と二重の危険が被告に生じる可能性があるということでございます。あと、法改正が必要だということでございます。

そういったP案とQ案のメリット、デメリットを比較して、結論といたしましては、先ほどの普通裁判籍、特別裁判籍の問題については、一定程度、外国の裁判所なりITCなりの決定を利用することで可能な側面もあるということでございます。全てとは申しませんが、一部対応可能であるということでございます。それから、来年1月から輸出品について申立制度ができるということで、なるべく早く安定的な仕組みを作っていくことが産業界の不安を払拭するために必要ではないかと考えております。そういった点から、安定度の高い仕組みを早期に導入していく必要があるのではないかと考えた次第でございます。これらによりまして、P案とQ案について言えば、事務局としてはP案で今後の議論を進めていったらどうかと考えた次第でございます。

論点3、裁判所の仮処分等を行政手続で利用して良いかということでございます。論点は3つございまして、三権分立との関係、第三者の手續保障の関係、国際約束との整合性ということでございます。この部分については選択肢を提供するというものではございませんで、仮にP案でいくといった場合に、後々これが違憲だと言われても困りますので、論点を整理してみたということでございます。

1つ目については三権分立との関係で、裁判所が行政機関の下請みたいな感じでやって

しまうことになりまますと憲法との関係がどうなんだということでございます。

の第三者の手続保障については、裁判所の債務名義というのは当事者にしか有効でないということでございますので、当事者以外の人に対してこの効力を拡張することになりますと、憲法 31 条との関係で問題となり得るということでございます。

は国際約束との整合性ということで、米国関税法第 337 パネルにおきまして、米国の「一般排除命令」について、我が国をはじめ各国がこれを G A T T 違反だと主張したという経緯がございます。「一般排除命令」の構造は、I T C で決定を行うといった場合、その決定が当事者以外に対しても自動的に税関で執行される。これが G A T T 違反ではないかということで、一定程度我が国の主張が認められた経緯がございます。これも先ほどの第三者の手続保障と関係するわけでございますが、審議に参加しなかった第三者に対して効力を拡張するということになりまますと G A T T 違反の疑いが生じるのではないかということでございます。

その考え方でございますが、三権分立との関係について言えば、そもそも裁判所の判決というのは当事者だけ拘束するというので、行政庁は拘束されないということでございます。ところが、この原則は、裁判所の債務名義を行政庁が活用してはならないということではなくて、債務名義があったときにこれを参考に行政処分を下していくことには違法は無いだろうというのが 我々の考え方でございます。

については、第三者に対してどのような手続を保障するかということについては、もちろん憲法 31 条の手続保障の考え方は行政手続にも及ぶわけでございますが、こういったものについて全て当事者主義というか、弁論主義、対審型の審議をしなければならないというわけではなくて、その性質とか緊急性に応じた適切な方法をとることで足りるのではないかと考えております。

また、第三者に対して刑事的な規律を及ぼすということに対しても、第三者については行政処分を受けるというような地位が保障されている。同時に、行政処分を受ける場合にも、その他の問題に対しても不服を申し立てる方法が残されているということで、そういった手続が用意されているにも関わらずこれを看過した場合におきましては、少なくとも手続を経なかったということで刑事的な規律の対象となることは当然であろうかと考えております。

従って、裁判において当事者でなかった人に対してある種の効力を拡張していくというようなことがあったとしても、憲法に違反するという問題ではないというふうに考えてお

ります。

国際約束との整合性については、本制度につきましては、裁判所の債務名義を活用してより正確な判断をしていこうということでございまして、もともと外国製品を不等に不利に扱おうという目的で生じたものではございません。国際約束上も、国内産品と輸入品を全く同じような手続で保護することを求めているわけではなくて、それに応じた適切な手続をとれば良いと考えられると考えております。そこで、私どもといたしましては、P案において当事者以外の人に対して効力を及ぼすような立法をしたとしても、これが国際約束に反することにはならないと考えている次第でございます。

論点4、新制度と関税定率法の申立制度との分担関係をどうするかということでございます。諸外国におきましては「税関登録」の仕組みがございまして、米国、韓国がそうであるように、商標権・著作権については税関登録の対象になっている。それ以外についてはITCなりKTCでやっているというのが基本形でございます。欧州におきましても、現行の制度が導入される前は税関登録の仕組みというのは同じようなものでございました。

今回、新しい仕組みができたときに、税関登録の仕組み、つまり関税定率法の仕組みと新しい仕組みとの分担関係をどうしたら良いかというのがこのお題でございます。考えられるのは2つございます。1つ目が分離型ということで、米国や韓国、それから昔のヨーロッパのように、税関登録の対象は著作権と商標権に限っていく。その他について外為法の対象としていくというのがA案の分離型でございます。

B案は並立型ということで、どちらへ行ってもいいんだということでございます。ただし、そうなりますと、税関の方が仮に申立て受理要件が緩いとなった場合に、こっちにみんなが殺到してしまうという問題点が生じますので、これを防ぐ措置を設ける。例えばここで書いておりますのは、
ですが、申立てにおいて輸入者、輸出者その他の利害関係人が特定されている場合には、支障がある場合を除いて、当該利害関係者に通知する。その上で、利害関係人から正当な異議が提出された場合には、税関長は専門委員の意見を聞く。専門委員というのは、先ほど申し上げた新しく創設されたものでございます。その専門委員が、裁判所において調査・審議を経ることが相当であると言った場合には、税関長は受理しないということで、外為法の方に行ってくださいというふうなデマケーションにするということでございます。

A案とB案については、B案で考えたらどうかというのが今回の提案でございます。その理由でございますが、そもそも関税定率法の仕組みについては、今回制度改正が行われ

て、制度濫用に対する歯止めといったものが期待されるということでございます。それから、中小企業にとっては、全て裁判所に行けということになりますと費用面で難しい問題がある。少なくとも特許侵害が明白である場合においては税関に対する申立ての道も残しておくべきだろうと考えているわけでございます。それからもう1つ、ここには書いてございませんが、現行制度との接続といったことも考えられるわけでございますが、そういった種々の要素を考慮いたしまして、事務局としてはB案を軸に検討を進めていったらどうかということでございます。

以上、話が長くなりましたが、論点整理の第1、知的財産権侵害品の水際手続の改善について、論点整理の案を御説明させていただきました。

土肥部会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明にございましたように、第1の議題、知的財産権侵害品の水際手続の改善について、御自由に御意見をお出しいただければと存じます。どなたか御意見ございますでしょうか。

丸島委員。

丸島委員 今日の論点整理の中に確認したい事項があるんですが、輸出する時に日本の権利を侵害しているかどうかということが入っているのは分かるんですが、外国の権利を侵害しているかどうか対象にしているのでしょうか。

奈須野貿易管理課長補佐 はい。

丸島委員 対象にしているんですね。表現からするとそう読み取れたんですが、対象にしているということですね。例えばアメリカの特許権を侵害している。そういう物を日本から輸出する時にも対象にしていますということですね。

土肥部会長 他には。

外川委員。

外川委員 初歩的なところの確認をしたいんですが、先ほどの比較法の方では、ドイツは、いわば1回止めてから手続に入る。こちらの案は、あくまでも一時的判断が仮処分とおっしゃっているということは、一番最初の段階から仮処分の流れの中に入って行くということかどうかというのが1つ。

2つ目が、6ページの上から4行目に標準処理期間が3カ月だとおっしゃっているんですが、申請の時に債務名義を添付するということは、通常はその前に仮処分期間があって、それから標準処理期間手続に入って、形式的にはそこにも3カ月必要だ。もしかしたら、

最初に債務名義がついていればそれが1カ月で終わるかもしれない。逆に言うと、仮処分が3カ月で終わるという拘束ではなくて、あくまでも仮処分期間は、もしかしたら裁判所が非常に長くかかるかもしれない。通常の一般的な仮処分と、例えば裁判所に、これは違うものなんだとお知らせするのかどうか、分からないところなんです、期間の計算というのはそういう意味なのか。

3番目に、12カ月経過した後承認するとおっしゃっています。完全に12カ月経過したら解放するというので、解放金制度とかそういうものは全くなって、12カ月で終わってしまうということなのかどうか。

それから、一番の問題は、仮処分を利用するという方向はかなり良いのではないかと思っているんですが、対物的効果を考えた時に、最初にぼんと止めますね。仮処分が出て止めた。例えば2番目の人が出てきた時に、2番目も別の公知例とかで無効主張をする可能性が高いと思うんです。ただ止めたくなければ、いやいや、私は前の手続とは違うところで別の公知例があるよと主張したときに、専門委員が判断してしまうのか、それとも、こういうものはみんなもう1回やり直し、対物的効果はないというふうにするのか。これはかなり実務的には難しいところだと思うんですが、2番目、3番目の人がおとなしく言うことを聞くとおもうんですが、その場合をどうされるのか。新たな主張があった時に専門委員だけが判断していくのか、4つお願いしたいと思います。

奈須野貿易管理課長補佐 まず1点目ですが、御指摘のとおり、ドイツは、税関登録の場合も、EU手続に基づく場合も、貨物を止めてから訴訟を起こし、あるいは仮処分を持ってくるといような仕組みになっているわけでございます。この前提となっているのが、先ほどの由良室長の報告にあったとおり、裁判所の仮処分が非常に短期間で出るということが制度の前提となっているわけでございます。我が国の場合はそういった制度的な前提がございませんので、貨物を止めてから仮処分を持ってくるといような仕組みには意味が無いと考えております。そこで今回の仕組みは、貨物が来る前に仮処分を持ってきてくださいといような仕組みにしたということでございます。

2つ目の暫定措置発動までの期間ですが、我々の希望としては、申請時に債務名義を添付していただくと3カ月もかからないで非常に短期間で告示を出せるということでございますので、3カ月というのは行政手続法上の標準処理期間であって、これに拘束するわけではなくて、1週間で出れば1週間でも出るということでございます。

外川委員 そうすると、仮処分の手続そのものは3カ月とは関係ない。期間的には関係

ない。その前にある可能性が高い。

奈須野貿易管理課長補佐 そうですね。実際には、仮処分があと少しで出そうだった場合に、一刻を争うという時もあるかと思しますので、そういった場合にも備えて仮処分の紙は後出しというのも可能にしておこうということでございます。

それから、3つ目の12カ月経った場合に承認処分をするというところですが、この場合については、まだ貨物は来ておりませんので、そもそも担保金は無いわけでございます。いずれにしても貨物が来ると言ってきた場合には承認することになるということでございます。

それから、4つ目の2番目の人ということですが、今回の考え方は、恐らく裁判所の審理、仮処分において、当事者以外の人というのは変ですが、特に念頭に置いているのは外国の製造者ですが、確かに形式的には入っていないけれども、実質的には審議に入っているだろうという実態を念頭に置いております。その上で、それでも当事者に入っていなかったような人に対してどの程度手続を保障していくかという観点から、とりあえずは意見を聞いておく。意見を聞くに当たって、事前に公表して、あるいはお知らせをして、意見があるなら持ってきてくださいというふうに手続を保障したということでございます。何か御指摘があればそのときに出してください。

貨物を持ってくるときに出すというより、告示の際に持ってきてくださいというような仕組みにしている、もちろん、貨物を輸入する、承認する際に2番目の人が文句を言う機会はあるわけですが、その際は、行政不服審査を経て行政訴訟、もちろん行政不服審査を経なくても良いんでしょうけれども、裁判の場で争うということを想定しているわけでございます。

外川委員 確認ですが、一番最後の問題は、結局、一番最初の段階で全て終わってしまう。当事者以外の人意見も告示して聞いたという形にして、つまり、タイムラグがあっても、基本的にはその対物的効果はずっと持続しているという考え方でございましょうか。

奈須野貿易管理課長補佐 そのとおりです。

外川委員 ありがとうございます。

土肥部会長 どうぞ、黒見委員。

黒見委員 1つ教えて欲しいんですが、債務名義の中に外国判決とかITCの判断というのが入っているんですが、これは具体的にどういうケースを想定されているのか。

奈須野貿易管理課長補佐 具体的なケースで申し上げますと、数年前、ギブソンギター

というギターの偽物が日本からアメリカに輸出されたという事件がございました。この事件に対して政治的なプロセスになりまして、米国政府から輸出を止めてくれという要請があったわけでございます。

こういったケースを念頭に置きますと、果たして裁判所が、米国の商標権を侵害する、あるいは米国に不正競争防止法と似たような法律があるんですが、これに反するというところで債務名義を取って来れるかということ、なかなか難しいところがあるわけでございます。こういった場合にどう対処するかということで、このアイデアでは、例えば米国の裁判所とか米国のITCの中で侵害品であるという確定があれば、我々としてもそれをもっともらしいというふうに入力してみようということでございます。

土肥部会長 加藤委員。

加藤委員 日本経団連の知財部会で検討させていただいた結果について述べさせていただきます。

日本経団連では、これまで関税定率法の運用に関しまして、一見して侵害が明白である、侵害が非常に分かりやすい模倣品のような例と、それ以外に、非常に複雑で特許の難しい議論があるケースとを分けて考えるべきじゃないかということを申し上げてまいりました。

実は後者、非常に複雑なケースというのは、それほど数は多くなくて、恐らく年間数件とか十数件というレベルのお話ではないかと思えます。これはこれまで行われてきた輸入に関してでございますが、極めて特殊な、当事者間で非常に複雑な争いがあるケースでありまして、そういう場合については手続的な保障を含めて検討の場が必要であると考えますが、前者、つまり侵害が明白である例、模倣品とかそういう場合、これは恐らく年間何十万件とあると思えますが、これらについては今の税関の制度は非常に有効に、効率良く運用されているのではないかと思えます。したがって、今回のこの問題も、今申し上げたような非常に侵害が複雑で、その判断が明確にはできないような例について特に注意して検討する必要があると思えます。

その問題については、今回案をお作りいただいたわけですが、今の税関の手続を留保するといいますか、手続外で、本当に侵害かどうかを判断する手続を保障していくべきではないかと思えます。その具体的な方法として、裁判所を活用することをぜひ検討していただきたいと思えます。裁判所は日本では非常に効率よく、知財専門の裁判官もいらっちゃって、世界でも類い希な法の執行をしていただく部門だと思えます。それをぜひ活用していただきたいと思えます。

そういう見地から今日いただいた案を拝見しますと、確かにP案に近いようにも聞こえるんですが、実はP案をこのまま採用することには幾つか継続検討すべき論点があると思います。まずP案の最大の特徴は、今申し上げたように一見して侵害が明白でないような物件の差止めについて、今の裁判の制度を前提として債務名義を税関に持ち込めば足りるということにしているわけですが、それに加えて、債務名義をもって経済産業大臣による暫定的な行政処分ができる、そういう新たな制度をつくるということを前提にされていると思います。これは先ほどから議論になっております債務名義が対世効を持つということだと思います。

債務名義が自動的に対世効を持ってしまうことによって、いろいろな問題が生じるおそれがあると思います。最も懸念されることは、もともとの仮処分の裁判手続に参加しなかった関係者の意見を十分聞く機会がなかった。その結果、その人が置いてけぼりのまま対世効によって実質的に輸出入が止められるということでございます。

例えば、先ほど公知例を最初の被告になられた方が見つけてこられなかった例もありますが、実際のところ、提訴する側は弱そうな相手を見つけて裁判に持ち込めば良いというテクニックも考えられるわけです。その結果、本来ならきちっと議論すべき人が、たまたまその裁判手続を知らなかったことによって、知らない間に対世効が生じてしまうという問題が起こる。

さらには、例えば具体的な例として、知らなかった、または裁判に参加されなかった方が、実は権利者との間でクロスライセンス等、ライセンスがあるから、全く差止めの問題は無いはずなのに、その裁判手続にそういうことを主張できなかった結果、実質的に止まってしまって、その後それを解除していただく手続をしないといけないという場合もあるかと思えます。

さらに、先ほど輸出の問題もこれに関わるというお話がありましたが、実際のところ、輸出において今のような侵害が明白でないケースを、外国企業だけとは申しませんが、濫用するようなケースは今後考えられるかと思えます。手続上、濫用のケースをさらにこれが助長する可能性もあるということで、対世効を自動的に持たすような新たな仕組みをつくるべきかどうかについては非常に慎重な検討が必要だと思います。

同時に、対世効がもたらされる行政手続を作るという大前提からスタートしたP案の結果、例えば3カ月とか12カ月というような行政手続に対するいろいろな制約をさらに加えないといけない。3カ月、12カ月というのも、必ずしも期間の問題ということではないの

かもしれませんが、実質的には、3カ月という数字が出てしまうと、ある意味では仮処分を3カ月以内に出さないと、行政手続を申請してから3カ月以内に出ないと、改めて輸出差止め、輸入差止めの申請をしなければいけないという非常に不自然な結果が出る可能性がある。

3カ月という数字が本当に適当かどうかというのは、諸外国、先ほどITC等の例でそういう数字があるというお話をされましたが、実際、裁判で行われる、例えば特許侵害の例にしても、この期間は最近非常に短くなって、3カ月で仮処分が出るという期待値もあるわけですが、例えば当事者の事情によって、複雑な案件で、かつ、対象とする特許を何件出すか、1件なら3カ月で結論が出るかもしれないけれども、10件、20件という特許を判断してくださいということになった場合には、必ずしもその期間を一律には決めにくいという問題もあります。もちろん、繰り返しになりますが、3カ月が絶対の期間ではないということですが、そういう副次的な問題が生ずるかもしれない。

ということで、P案のように行政処分まで行く必要があるのかどうか。先ほど申し上げましたように、一見して侵害がわからない非常に複雑なケースについてだけ、これは本当に限られたケースですが、そういう場合は今の関税定率法の手続を、どういう形かわかりませんが、止めて、普通の裁判の手続に乗せる。裁判所の仮処分が出れば当事者間ではそれが執行される。執行された場合に、その内容を改めて税関に申し立てて、関税定率法の見地から対世効を持たせるような税関制度に乗っけるべきかどうかというのは、今後検討すべきことなのではないかと思います。以上です。

土肥部会長 ありがとうございます。

丸島委員。

丸島委員 今のお話は、理屈の上では理解できるんですが、その境目にある、侵害が明らかなものかというのと、そうでないものをどうするのかという点については触れていらっしゃるわけではないですね。侵害が明らかというのを、以前からも議論されておりますように、ライセンス関係があるとか、特許無効とか、そういうことも考慮して「明らかな」ということになると、それそのものを誰が示すのかという問題が出てくると思うんですね。そうすると、結局は一緒じゃないかなと私は思っているんですね。そういう意味で、明らかなものとそうでないものを区別して、難しいものは裁判所という理屈がどうやって成り立つんだろうか。これが私にとって疑問なんですね。

そういう意味から考えまして、今回の、例えばP案でいくとか、何案でいくという前提

を置くのは、私はまだ早いんじゃないかなという感じもするんです。先ほど確認させていただきまして、これは輸出入が対象になっています。しかも外国の権利の侵害までも対象にしております。となりますと、裁判所を基軸に考えたとき、それが果たして機能するだろうか。恐らくしないと思うんですね。私の見たところ。そうすると結局、行政機関がやらざるを得ない。行政機関が従で裁判所が主という構成をとった時に、大半のものが行政機関で審議しなければならない場合が多くなると思うんです。そうすると、行政コストどうこうというお話もありましたが、トータルで見たときに、結局、スムーズに動かすためには行政機関に審議機関のしっかりしたものを作らない限り実行できないんじゃないかと私は思うんですね。そういう意味で、前提を今ははっきりするのは早いんじゃないかなという気がします。

それから、行政庁との関係で基本的な問題がとおっしゃっておりますが、税関の今の方法を存続させておいて、併存させるということですね。これ自身も根本的な問題を含んでいると思うんですね。例えばどちらを選択するか、だれの選択肢になるんですか。いくら立派なものが併存していたとしても、税関の手続を活用しようとした人はそちらを活用できるわけですね。「併存」というのが果たして妥当なのかどうか。

先ほど、アメリカとか韓国は役割分担をして併存していますという御説明がありました。私は、あの「併存」という意味は、執行は税関でやるんでしょうけど、侵害の判断は分担していると思うんですね。併存ではないと思っているんです。そういう意味で、私自身は、アメリカと同じように商標権と著作権は税関の管轄、それ以外は別というふうに、権利の侵害で分けた方が良くないかと思うんですね。

そうしないと、フォーラムショッピングを避けましようとは言っても、税関を使うか、別の機関を使うかという選択肢が出ている以上は何の解決にもなっていないと思うんですね。そんなこともありまして、結論としては、全体を見るのは、どうもスムーズに行くには行政機関の審議機関をしっかりしないと結局は機能しないなというのが私の感じなんです。そういう気持ちがありますので、パブコメを求めるときに、これを中心でいくとか、これでいくとかいうのは避けていただいて、問題点の所在をはっきりさせて、意見を聞いて、さらに詰めた方がよろしいのではないかと思います。以上です。

土肥部会長 ありがとうございます。

加藤委員。

加藤委員 丸島委員から御指摘いただきました侵害が明白である場合、ない場合の切り

分けが難しいという点でございますが、全くそのとおりでございます、確かに全く争いが無いと断定できるかという難しい問題がありますが、1つ、ここは継続検討すべきと思うのは、もたらされる案件の複雑さ、それを、税関の専門委員の制度をつくられたわけですが、そういう方から御覧になって反論がかなりあるということであれば、今の場合は30日の間に意見を付すという制度があるわけですが、そういうことをすべきなのか、やはり裁判所で手続をすべきかということ判断をいただいて、税関では直ちに決定しないで裁判所に委ねるといふ運用をしていただくというのも1つかと思います。

いずれにしても、明確かどうかというのは確かに線引きは難しいわけですが、その判断こそ、例えば専門委員の方にしていただいた上で、侵害の結果については裁判所に委ねるといふのが1つのアイデアだと考えます。

それから、今P案とか断定的に書くのは時期尚早ではないかという点、我々もそのように思います。先ほど申し上げたように、P案が必ずしも絶対的に悪いということではないのですが、このように案を出していただいて、今日がこの形で拝見したのが初めてだということからしまして、断定的ではなく、こういう考え方やいろいろなコンサーンもあるということを書いていただいて、さらに継続審議にしていただくのが適当なのではないかと考えます。

土肥部会長 継続審議の仕方ですが、ここで意見を聞くということについてはいかがですか。

加藤委員 それはもちろん結構です。

土肥部会長 よろしい。

ほかに御意見ございましょうか。

大野委員。

大野委員 基本的にP案というのは現行の仮処分制度を、その効果を拡張するという考え方になると思うんですが、外国の製造メーカーとすると、手続保障の機会が結局、仮処分手続に補助参加するか、輸入差止めの申請があった時の意見聴取しかないわけです。仮処分の段階で補助参加とすると、その手続保障が十分でないものもありますし、そもそも補助参加の機会が与えられるかどうかというのは非常に疑問な点があるわけです。

特に最近の実務だと、液晶テレビとかプラズマだと小売店を訴えるということがよくあるわけで、小売店の方は、その間に何社も入っているので、メーカーに直接連絡が行かないし、止められても、そのメーカーの製品を扱わなければいいだけで、今の仮処分制度を

前提にすると手続保障の機会を与えられにくいのではないかと思うわけです。債務名義を得た後に、輸入差止めの段階で意見聴取と言っても、その段階では専門的な裁判所の知見が入るわけではないので、手続保障という面ではかなり疑問があるのではないかと思うんです。

土肥部会長 他にいかがでございましょう。この点に関して、あるいは行政手続、訴訟手続との関係も出ておりますし、広く。

中川委員。

中川委員 大体皆さんと同じような感触を持っています。もう少し検討すべきところがあるかなという気がします。

2点ほど、その流れで御教示いただきたいんですが、1つは、今回、P案、経産大臣というところが出てきておりますが、これを「税関長」というふうに読みかえて、外為法ではなくて今の輸出入差止めの申立ての提出のときに債務名義等を持ってくれば受理はしやすいだろう。要するに、事実上同じようなことができるんじゃないか。

現在の税関の手続で足りないのは、意見を聞くというところが無いだけだと思うんですが、専門委員もいることですし、意見を聞くという手続を1つ入れれば事実上同じようなことができるのかなという疑問がありまして、現在の税関の手続にほんの少しの修正を加えるのではなく、かなり大きな仕掛けをするわけですが、そういうことによって何が具体的に違うのかということが第1点。

第2点は、それと関係しますが、国際的約束のところ、私は記憶がはっきりしていないんですが、日本の差止め制度の問題点として、中立公正な機関が判断していないという指摘があったかどうか、無かったということであれば結構なんですが、もしあったということであれば、P案でもそこはクリアできないんじゃないか。

と言いますのが、仮処分が債務名義の場合であれば少しは裁判所が関わっていると言えますが、それ以外の公益的な見地からの輸出入の停止というのが使えるということになりますと、あとは経産大臣の判断になりますので、それも行政機関じゃないか、税関と変わらないじゃないかと言われると、中立公正な機関がやっているという部分が、つまり裁判所に準ずるものがやっていないんじゃないかという批判についてはクリアできないおそれがある。税関の手続も存続するわけですから、そういう批判があったという前提のもとですが、そこはやや不安かなという感じがいたします。この2点です。

土肥部会長 今のは質問ですので。

奈須野貿易管理課長補佐 まず1点目の関税定率法でもできるのではないかということですが、それは、法律ですから、基本的には何でもできるということであろうかと思えます。何で外為法なのかというと、そこは法律の守備範囲の問題でして、先ほどもちょっと触れましたが、国内規制は実定法で、輸出入の事前の規制は外為法で、現場の水際の摘発については関税定率法でと、大まかな役割分担があるということでございます。今回は、貨物が水際に来てからという問題ではなくて、これから貨物を輸出入しようとする人が税関で差し止められないように安心感を得たい、あるいは実際に輸出入が着手される前に相手の輸出入行為を封じておきたいという事前の行為について問題になっているわけですから、これは基本的な法律の役割分担の考え方からすると外為法の世界であると言えると思えます。

ただ、それは関税定率法では一切できないというのではなくて、自然に考えるとそうなるということで、関税定率法を一生懸命拡張して事前の手続まで全部やるということになれば不可能ではないということになりますが、そういうことができることになっちゃいますと、一体外為法って何のためにあるんだってと、こういうことになってしましまして、そこはそういうものと御理解いただければと思います。

2つ目の中立公正な機関ということですが、諸外国から日本の判断主体が中立公正ではないというような指摘はございません。TRIPs上は"competent"なオーソリティーが判断するということございまして、それは行政機関であってもなくても良いということでございます。ただ、TRIPs上の規定は、"competent"なオーソリティーというのは税関とは別の機関というふうに規定されておりますので、概念的には"competent"なオーソリティーは税関以外の機関、すなわち税関以外の行政機関か司法機関であろうと思えます。

土肥部会長 どうぞ。

中川委員 2点目はよく分かりました。

1点目ですが、そうしますと、P案のコアの部分は外為法の本来の守備範囲はちゃんとやらしてもらおうというのがポイントで、そうしますと、理想論からいくと税関の輸入申立ての部分は、本当はこれも外為の話かなというところもあるんですかね。そこも本当は取りたい。

奈須野貿易管理課長補佐 そうではなくて、税関で差し止めをするという要望自体は、それはそれとしてあるわけですよ。税関に来たときに認定手続をはじめてくれというのは、

それはそれとして産業界のニーズとして存在するわけで、それは関税定率法の世界であろうかと思うわけです。今回はそうではなくて、相手方が輸出入に着手する前に紛争を解決したいということでございまして、差止めを求めるというものではないわけです。

土肥部会長 よろしゅうございますか。この点について何か。

川瀬委員。

川瀬委員 今回の奈須野さんの2点目の御回答について、若干訂正というか、コメントがございますので申し上げます。“competent authority”という文言は、確かにT R I P s協定の51条にありまして、公定訳では「権限のある当局」ということなんですが、御案内のとおり、W T Oに紛争が付託された場合は英語の成文で解釈しますから、“competent”という文言の解釈を考えた時には、恐らく辞書的には「能力を有する」ということも当然入るだろうと思います。従いまして、行政上の権限が付与されているかどうかということに加えて、専門的な判断能力を持っているかどうかということが問題になるということでございます。

税関が“Competent authority”の中に入らないのではないかという規定ぶりだという御説明があったと思うんですが、必ずしもそうではなくて、“Competent authority”が税関であることはT R I P s協定自体は妨げてはいません。ただし、諸外国の例から言いますと、日本のように判断機関、執行機関、暫定的な差止めの受理・判断をする機関が三位一体になっているケースというのは稀であるということ、それからもう1つは、これは奈須野補佐の御説明と符合するわけですが、T R I P s協定の書きぶりはさりながら、“Competent authority”が税関であることは妨げないにしても、基本的に判断機関は別個に、裁判所や独立行政機関のようなものがあって、なおかつ、それを執行するのが税関だというストラクチャーになっているということでもあります。

しかし、この点につきましては今年3月刊行の知財研の報告書にて御説明をさせていただいたわけですが、文言をつぶさに解釈いたしますと、両者を兼ねているということ自体は妨げられていない。ただし、兼ねている場合においては、例えばT R I P s協定の53条に付加的な解放の要件が加わるとか、余分なオブリゲーションがついてきますが、そのこと自体は別にどちらでも構わない。問題は、日本の税関がどのくらい専門性を持っているかということでもあります。

付言いたしますと、G A T Tの米国関税法337条のケースでも、E Cがアメリカに対しまして、アメリカは国産品については国内で裁判を受けることができる、裁判所というの

は基本的に“ competent “である、これに対して、ITCというのは知財に対して知見が足りないのではないか、なぜなら、彼らは輸入救済の判断の機関であって、知財財産権の侵害に対する判断機関ではない、という点を申し立てました。ただし、この点に関しては主張立証が不十分であるということでパネルが判断を差し控えています。

土肥部会長 ありがとうございます。

さまざまな御意見を頂戴しているところでございますが、そもそも経産大臣から輸出入取引審議会に対して知財権侵害物品の貿易管理の在り方について諮問があり、当部会に付託されているという経緯になっております。従いまして、本部会においてこの問題を検討するわけでございますが、先ほど事務局から説明がございましたが、一応、こういうふう

に研究会を通じて検討をしてきたという問題点の整理をしているわけでございます。この先、検討する際に、パブリックコメントについてどういう御意見が得られるか、そこ

のところは、聞き方の問題、丸島委員、加藤委員から御意見があったところでございますが、そういう修正を施した上で意見を聞くという形があると思います。その点はよろしゅうございますか。

御異論が無いようでございますので、修正につきましては、もしよろしければ御一任いただければ精査した上で取りまとめますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

ではそのようにさせていただきます。

丸島委員 その前に1つだけ確認させてください。

先ほど、外国の権利を侵害しているものを日本からの輸出を止める機能も持たせるとおっしゃってましたね。そのときに、例えばITCとか、外国の判決を持ってくればそれに従うとおっしゃったのか、それを参考にして新たな判断を下すのかという点がはっきりしなかったんですが、私は「従う」というだけだと不合理だなという前提で申し上げているんですが、というのは、裁判の結果というのは当事者だけで決まっているものですから、それを基にして別の企業に対して対世効を持たせるために従うというのは、余りにも無謀だなという感じがするんですね。

そうすると結局、侵害しているかどうかというのはどこかで実質的に審議をせざるを得なくなる。そういう場合の審議はどこでしようとお考えなのか。これが裁判所でできれば裁判所一本説というのが成り立つと思うんですが、日本の裁判所はそれは今、扱わないだろうと思っているんですね。それを対象にしようとした時にはやっぱり行政機関の指名機

関だろう。そうなる、その指名機関というのを相当なものに持っていかないと、今の機能を果たせないだろうというのが基本にあるんですけどね。

I T Cの決定にそのまま従って止めちゃうというのは、ケースによってはそういう場合もあり得るかもしれませんが、特許権侵害物件という前提を置いた時は、それはあり得ないですよ。ケースがあってジャッジが出たので、他のケースが、いくら対世効があるとは言え、ケースによってどれが該当しているのかというのは分からないわけですから、止めるためには1件1件のケースとして審議する必要があるだろう。そういう前提で考えておりますので、ぜひ全体をまとめるときは、そこもはっきりさせた上で何案でいこうというふうにしていっていただきたいなと思うんですが。

ですから、今の段階では何案というのは言えないだろうという気がするんですよ。それぞれの案に対する、先ほどおっしゃっておられたように、検討結果でメリット、デメリットみたいなものを書いていただいて、コメントをいただいてから、またここで審議するよりしょうがないんじゃないかなと思っていますが。

土肥部会長 ありがとうございます。

この段階でありますか。

奈須野貿易管理課長補佐 Q案に愛着があるようですが、I T Cの決定に従うというわけではなくて、御指摘のとおり個別事案に応じて判断するというので、言いたいことは、外国のI T Cのものだからといって、それを理由に排除するものではないよということでございます。

土肥部会長 何か1つ引っかかりが欲しいということだと思っておりますが、時間の関係もございまして、続きまして、第2の模倣品・海賊版の非営業者による輸入につきまして説明をお願いしますか。

奈須野貿易管理課長補佐 後段は、第2、模倣品・海賊版の非営業者による輸入ということでございます。

その前に資料11を御紹介したいと思います。今回、経済産業省では、意匠法等の一部を改正する法律案を国会に提出しております。その国会審議におきまして、参議院経済産業委員会から附帯決議が出されておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。関係部分だけです。

我が国産業の国際競争力を強化するには、知的財産権の適切な保護が重要であるこ

とにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

二 近年、個人輸入、インターネットオークションによる模倣品流通の拡大が深刻な問題となっていることにかんがみ、これらへの対策の在り方について早急に具体的検討を行うこと。

右決議する。

というふうになっております。政府としては、この附帯決議を重く受けとめて今回の審議を続けさせていただきたいと考えております。

14 ページでございます。論点5 というところで、輸入規制の狙いを何に求めるかという論点を挙げております。今回、知的財産権侵害品の個人輸入といった問題について、外為法に基づく輸入承認の仕組みを作ったらどうかという提案をさせていただいております。輸入承認の申告があった場合に、それを承認するか承認しないかというのが大きな分かれ目になるわけでございまして、それはこの制度の目的を何にするか、輸入規制の狙いを何にするかということと関わってくるわけでございます。

この輸入規制の仕組みを、非営業者についても全部、模倣品・海賊版の輸入について止める仕組みというふうに考えるというのがX案でございます。X案については、ということで、模倣品・海賊版の個人輸入の申請があった場合には、経済産業大臣は、身分に関わりなく、原則として不承認とするということでございます。ただし特許権等について消費者に判断を求めることは困難ですので、ここで言う模倣品・海賊版というのはT R I P s協定の「不正商標商品及び著作権侵害物品」に該当するような、仮に営業者が輸入した場合にはこれに該当する貨物について対象にしたらどうかということでございます。

Y案は、これに対しまして、本当に非営業者であれば仕方がない。そうではなくて、営業者なのに非営業者のふりをして輸入している人もいるかもしれない。そういったことを防ぐために一応悉皆的にチェックさせていただいて、問題が無いものについては認めていくというような仕組みにしたらどうかというのがY案ということでございます。で、模倣品・海賊版の輸入承認の申請があった場合には、経済産業大臣は審査を行い、名寄せや、名寄せというのは名前を集めて同じ人がやっていないか、輸入実績の審査により非営業者であることが確認される場合には、原則として承認するというところでございます。

この際、では何をもって非営業者であるとみなすかということでございまして、ここで

一案として審査基準を設けております。これは実際にY案を採用するとなった場合にこの審議会において検討するわけでございますが、何も無いとイメージも湧かないと思ひまして、審査基準の案を付けております。これに拘束されるものではありません。

例えば1回当たりの模倣品・海賊版の輸入個数は2個、1年以内の承認は1人につき1回と考えさせていただきました。アメリカの場合は1個となっております。日本の場合は2個ということで、申請をお願いすることから1個増やしたということでございます。ただし、ネットオークションへの出品などの有償譲渡目的での輸入、同一商品の再度の輸入、それから営業を目的とするもの、営業者と同一の生計にある者の輸入については、回数、個数を問わず承認しない。こういった基準でどうかということでございます。詳細な基準については、仮にY案をとることになった場合には別途議論させていただきたいと思ひます。

なお、承認に当たっては販売禁止などの条件を付することとさせていただきたいと思ひます。外為法におきましては、許可・承認には条件を付することができることとなっております。承認に当たって販売禁止の条件を付することにしたいと思っております。

X案とY案のどちらが良いかということで、X案であったとしても、そもそも模倣品・海賊版によって販売機会が損なわれる、あるいはブランドの品質保証機能が損なわれるということでございますので、こういったものが放置されることは国民経済の健全な発展に反するのではないかと考えております。

それからもう1つ、外国における模倣品・海賊版の販売については、相手方が日本人であるということで、日本人がいわば犯罪行為に加担しているわけでございます。模倣品・海賊版犯罪の相手方となって犯罪に加担して、それを日本に持ってくるということでございますので、こういった行為は対外取引の健全な発展という観点からいかなるものであろうかということであります。

従って、X案をとったとしても、これによって第1条の法目的であるところの対外取引の正常な発展あるいは国民経済の健全な発展という観点に反するものにはならないと考えております。実際に、第1条の法目的の達成のため必要な措置ということで、他の実定法において規制されていないものについても現行の外為法では輸出入とも規制されているのは御案内のとおりだと思います。

しかしながら、X案について言うと、国民的合意という観点からすると、未だ不十分な

ところもあるのではないか。これだけ知的財産権保護と言われておりまして、実際には模倣品・海賊版として国民が輸入することも現にあるわけございまして、そういった人に対するインパクトということもあるんでしょうけれども、一方で国民的な合意がある規制、合意がある範囲内で規制を講じていくことも重要でございまして、そういった観点からはX案には若干の難点があるのではないかと思います。

かつ、仮にX案をとらないこととした場合でも、輸入の際に承認申請をいただくことで若干手間が発生するというところで、事実上、輸入をお控えいただくというような効果が期待されるのではないか。あるいは、情報を集めることによってどの国の何々商店で偽物を売っていますという情報を我々が掴むことができる。相手国政府に対して取締りを要請することができる。そうなれば日本人に物を売ると後々追手が来て模倣品・海賊版が売れなくなるということで、相手国においても日本人に対して物を売らなくなるといった効果が期待できるのではないかと思います。

そういったことで、我々の提案としてはY案を検討の軸に据えていく。ただし、実施後の状況を踏まえて、それでもみんながみんな模倣品・海賊版の承認申請をしてきて模倣品・海賊版が溢れるということになれば見直すことといたしまして、とりあえずはY案を軸に検討したらどうかということでございます。

論点6は外為法以外の代替案がないかということでございます。これまで2つの考え方が提案されております。1つ目は知的財産権法の拡張ができないかということ、もう1つは新しい法律によって行政的または刑事的な没収というものができないかということでございます。

第1の知的財産権法の拡張については、そもそも商標法の法益を侵害する、個人輸入によって商標権の権利者の利益が侵害されるということであれば、本来的には商標法で手当てをすべきであって、貿易管理の問題ではないということであります。しかしながら、個人輸入といった行為まで商標法の中で手当てをすることになると、個人の私的な領域にまで法律が立ち入っていくということで、そもそも商標法というのは個人生活について云々する法律ではなくて、産業の発達のための法律でございまして、法目的等との関係で若干違いが出てくるということでございます。そういったことで、平成16年の商標制度小委員会においてはこれは採用されなかったということで、こういった状況については現在も変わりがないのではないかと考えられます。

もう1つが新法による刑事的または行政的な没収ということでございます。提案として

は、「日本版ロンゲ法」ということで、模倣品・海賊版の所持、輸入について刑事罰を課していくのはどうかという提案がございます。あるいは「日本版ロンゲ法」の行政版ということで、個人輸入をした場合に、あるいは個人所持をした場合に行政的に没収していくといった提案がなされているわけがございます。

まず刑事的な処罰についていうと、本来、没収というのは国家の刑罰権の行使でございます。主刑に付加して課さなければならない付加刑となっているわけがございます。個人輸入に対して模倣品・海賊版を没収するためにわざわざ個人を裁判にかけていくということになりますと若干本末転倒というか、本来やりたいこととやっていることが差が出てしまうのではないかとということがございます。従って、刑事的な規律をもってこういったことを規制していくことについては我々としては慎重にならざるを得ないところがございます。

もう1つ、行政的な没収ということにつきましては、日本の法制度においては、原則として行政手続で、行政目的で個人の財産を没収するということはございません。例外的にお酒とか喫煙とか、明治時代、大正時代、富国強兵の時代にあった法律におきましては例があるわけがございますが、現行の憲法において制定された法律においてはそういった例は無いということがございます。

現行の憲法におきましては、29条の中で財産権の保障が規定されていて、かつ、29条3項の中で私有財産を公共のために用いることについては正当な補償を要するとなっております。その他、31条の適正手続の保障とか、令状主義といった、個人の財産あるいは個人の所持するものについて、現行憲法では非常に手厚い保護がなされているということがございます。そういった経緯を踏まえますと、行政的な没収についても慎重な検討が必要ではないかと考えております。

従いまして、論点6についても、我々としては慎重に考えていく必要があるのではないかと考えた次第でございます。以上です。

土肥部会長 ありがとうございます。

それでは、第2、模倣品・海賊版の非営業者による輸入の問題について、御意見ございますでしょうか。

篠原委員。

篠原委員 一般国民の素朴な疑問なんですが、Y案で検討することに異論はないんですが、現行の、個人が海外に旅行に行って海賊版・模倣品を買ってきて、税関で事実上没収

されている。見つければ。それとの比較考量で、ああそうか、あれは没収ではないんだ。税関で文句を言われても言うことを聞くのが間違いだ。言うことを聞かなければ良いんだ。持ち込めば良いんだということになりますよね。それとのバランスというか、あれは慣行だと思いますが、慣行とこのY案とがバランス的にどうなのかという素朴な疑問なんです。

土肥部会長 前段のところがまずあるんですが、没収されているということですか。事実上。

篠原委員 正確な表現は忘れたけれども、没収されることがありますと掲示してありますよね。旅行書とか、出国する時に、こういうのを持ち込むと没収されることがありますと、たしか警告が。あの警告自身が正確ではない。

土肥部会長 商標権を侵害するおそれがありますというようなのが出る可能性があるんですが、そこは。

奈須野貿易管理課長補佐 現行では、税関では、もちろん、認定手続の結果、侵害物品であれば、原則として没収するというところでございますが、旅客の携帯品については、実態上認定手続をとる前に自発的に任意放棄がされているということでございます。今回の案は、申請すればばんばん模倣品・海賊版を輸入して良いんだよと大っぴらにしようという趣旨ではないということでございます。

篠原委員 個人が海外旅行で模倣品・海賊版を買ってきた。その場合もY案を使って輸入申告をするということですね。

土肥部会長 丸島委員。

丸島委員 基本的に私もY案でいくというのは賛成ですが、先ほどの御説明と、この文章を拝見して、模倣品・海賊版の輸入を禁止するのにコンセンサスが得られていないということがメインで書かれているんですが、私が申し上げたいのは、個人が買って、模倣品と認識しないで持ってくる。にもかかわらず刑罰がかかる。そういう仕組みがひど過ぎるんじゃないでしょうかということが基本なんです。ですから、模倣品を輸入することを禁止するのがコンセンサスというより、そういう難しい問題があるのでX案というのは適さないという表現に直していただくと、より正確になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

土肥部会長 丸島委員がおっしゃっているのはどこの部分を。

丸島委員 16ページの「模倣品・海賊版を非営業者が輸入する場合についても不承認と

することは」というのは、先ほどの説明を聞いていますと、模倣品と堂々と分かって買ってくるそういう物も認めろということが強調されているように聞こえたんですが、それもあるかもしれませんが、本当の難しさというのは、本人自身はわかっていない場合が結構多いんじゃないか。

土肥部会長 おっしゃっている趣旨で私は読んだんですが、そういうふうになりませんか。

丸島委員 模倣品・海賊版のところに判断が難しいというのを1つ入れていただければよく分かりますけれども。

土肥部会長 分かりました。個人が知らずという趣旨だと思いますけれども。

第1の方は複数の委員の方から具体的な方向性を示すようなことをしないでという御意見が出ていますところでございますが、第2のところに関しては、具体的な方向性を示す形で意見を聞いてみるということはいかがでしょうか。それはよろしゅうございますか。

宮川委員 丸島さんから、全く知らない方が外国で買って来て入ってくるのを止められるのはというお話が出ていたかと思うんですが、よくあります、韓国や中国の偽造品マーケットというところに夜、お土産を買いに行くんだということで、ルイ・ヴィトンがあるよとか、グッチがあるよと出されて買ってくるようなものが、果たして本当に何も知らないで持ち込む純朴な商品かというのは非常に私は疑問があります。

今回問題になっているのは、Y案のタイトルに偽装防止型とありますように、多数の個人の方の名前を使わせていただいて、本来なら業者がまとめて入れたいところを、税関で止まるというのがわかっている方たちが、メールが多いと聞いていますが、小口の貨物で日本に入れてくる。そういうものを集めて実は営業しているということを対象にしようというのがメインだと私は理解しておりまして、その意味では、個人の方の、純朴な、うっかり間違えて買った偽造品を入れるというものに主眼を置いて、Y案あるいはX案はちょっと問題があるのではないかというのは、少し議論がずれるのではないかなと思っております。

もう1つ、先ほども意匠法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を読ませていただきましたが、その中で、中小企業を含めて日本の企業の方たちが甚大な被害を被っている。特に外国で模倣品あるいは偽造品を作って侵害を受けているということで、それを何とかしようという国際的な働きかけをするという話もありますが、それをやりましても外国の方たちに、でも買っているのは日本人ではないですかと言われる可能性もないわけで

はないと思います。その意味では、個人輸入の禁止といいますがと個人の方の自由を制約するような印象を受けるかもしれませんが、逆に日本国民が、日本経済のためにも私たちは偽造品などは持ち込まないんだという意志表明をしているということで、非常に意味のあることではないかなと思っております。以上です。

土肥部会長 ありがとうございます。

丸島委員。

丸島委員 今のお話、反論することではないんですが、宮川先生が詳しいファッションを例にとって、模倣品かどうか分かっているじゃないか。それを例にして、全商品に対して模倣品・海賊版を輸入したら刑罰をかけますよと発展的に物を見るのはどうかな。私は、前にも申し上げたと思うんですが、そんなに大事な部分だったら特定したらどうですかと提案したわけです。ファッションの分野だけ。そうすれば安心して私なんか買い物ができるんですが、私の詳しい分野は模倣品かどうかわかるんですが、ファッションは全く分かりません。お土産で買ってきたら偽物だと言われて、刑罰を課せられるのは、ちょっとしんどいなと、個人的にも思っています。冗談ですが。

問題は、分かりづらいこともいっぱいあるので、簡単に分かることを例にして一般化して、刑罰をかけましょうという仕組みがおかしいということを申し上げたいんです。特にある産業で困っているなら、その産業のある特定の商品を明確にして、それに注意を促したらどうでしょうかと思うぐらいです。以上です。

土肥部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

立山委員。

立山委員 15ページにございますY案のところ、1回当たりの模倣品・海賊版の輸入個数を2個までと書いてありますが、これは同一商品ということでしょうか。それとも、例えばヴィトンさんとプラダさん、1個ずつあれば2個と考えるのでしょうか。

奈須野貿易管理課長補佐 その考え方は、同一の商品というふうにいたしますと、ハンドバッグとポストンバッグは同一の商品かという問題が生じるので、税関の現場では非常に執行が困難になってくるだろうと考えたわけでございます。そこで商品分類を問わず2個までというような割り切りをしてみたということでございます。

土肥部会長 黒見委員どうぞ。

黒見委員 ここで1回当たり2個だとか3個だとか決められた場合に、国際的に、日本

は少なくとも1年間に3個は偽物を輸入していいということが決まっていると批判されることはないのでしょうか。

土肥部会長 私も全く同じ心配をしていたんですが。

奈須野貿易管理課長補佐 具体的な実施基準については別途御相談させていただきます。確かに、2個まで、あるいは3個までといったとき、諸外国から、では2個は良いのかと言われる可能性は無きにしもあらずということなんですが、ここの考え方としては、なるべく国民の皆さん方に御負担をかけないような形で、妥当なラインはどの程度のものかとやったわけでございまして、別にこれにこだわっているわけではございません。

土肥部会長 税関がスムーズな通関業務ができるようにということだと思んですが、米国は1つ入れているから国際的に非難があるということは仄聞していないわけですが、具体的に何かガイドラインを作らないとスムーズに動かない。その例とお受けとめいただければと思います。

ガイドラインの中身については、今後検討していくということでございます。

それでは、およそ議論を頂戴したと思っておりますが、この議論を継続していく上で、ここで一度広く意見を聞いてみたいと思っております。後段の方については従前どおり方向性は示しますが、前段の方につきましては再度検討して、そこは皆様の御意見を踏まえて聞いてみたいと考えておりますが、その点について再度御確認いたしますが、修文に関しては御一任いただいてよろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の審議といたしましては以上でございます。本日は大変有意義な御意見を多数頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

そ の 他

土肥部会長 それでは、事務局から次回以降の日程について説明をお願いします。

奈須野貿易管理課長補佐 資料 12 でございます。本日御議論いただきました案につきまして、今後速やかにパブリックコメントに出したいと考えております。パブリックコメントの案については、今の御審議のとおり、土肥部会長と相談させていただいて、必要な修正はいたします。

パブリックコメントの期間は 6 月 5 日までとしております。通常は 1 カ月でございますが、連休を挟むということで、1 週間長く設定させていただきました。

次回の日程でございます。次回は 6 月 9 日、金曜日、14 時から 16 時。場所は経済産業省国際会議室でございます。議題は、今回の論点整理についてのパブリックコメントの結果を御紹介するとともに、この結果を踏まえまして所要の修正をいただくということをしていただきたいと思います。以上です。

土肥部会長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして輸出入取引審議会企画調整部会は終了させていただきたいと存じます。本日は皆様、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

閉 会